

進路だより 第6号



令和7年（2025年）

11月11日発行

球磨支援学校進路指導部

高等部3年生「言わない・書かない・提出しない」取組の学習

高等部3年生は、10月24日（金）に、就職採用選考に向けて「言わない・書かない・提出しない」取組の学習を行いました。就職採用選考は「本人の適性と能力のみを採用の選考の基準とする」とされています。「本人に責任のないこと」「本来、自由であるべきこと」等は、就職差別につながるおそれがあるので採用試験では問わないよう、国、ハローワークから企業に通達されています。

就職差別につながるおそれのある14項目

本人に責任のないこと

本来自由であるべきこと
(思想・信条にかかわること)

採用選考の方法

- | | | |
|--------------------------|------------|--------------------------|
| ①本籍・出生地 | ⑤宗教 | ⑫身元調査の実施 |
| ②家族（職業、家族構成、地位、学歴、収入、資産） | ⑥支持政党 | ⑬社用紙（本人の適性・能力以外の事項を書かせる） |
| ③住居状況（間取り、道順） | ⑦人生観・生活信条 | ⑭合理的に必要性のない健康診断 |
| ④生活環境・家庭環境 | ⑧尊敬する人物 | |
| | ⑨思想 | |
| | ⑩社会運動 | |
| | ⑪新聞・雑誌・愛読書 | （公正な採用選考をめざして：厚生労働省） |

しかしながら、昨年度熊本県では44件の違反事例が起きています。熊本県の高等学校及び特別支援学校では、就職差別につながるおそれのある上記の項目に関する質問等については、「学校の指導によりお答えできません」と答えるようにしています。万が一、問題が起きた場合は、県教育委員会、ハローワーク、熊本県進路指導研究会、熊本県人権教育研究協議会（4者）が責任をもって対応をしています。卒業後の社会も含めて、本人の能力や適性が互いに尊重され、みんなが幸せに暮らすことのできる社会をつくるために考えることができた授業でした。

「言わない・書かない・提出しない」取組み

- 面接時の不適切な質問には → 言わない
- 社用紙や不適切な作文課題には → 書かない
- 戸籍書類や一方的な誓約書などは → 提出しない

生徒の感想

「面接の時に違反質問があることが初めて知り、きちんと答えていかないといけないことがわかりました」

「自分の努力したこととは関係ない質問に答える必要はない学びました。そしてそのようなことがおきたらおかしいと感じ、まわりの大人や家族などに相談するうにしたいと思います」

- ・あなたの両親の職業は何ですか？
- ・兄弟姉妹はいますか？
- ・どの辺に住んでいますか？
- ・尊敬する人物は誰ですか？
- ・選挙には行きましたか？
- ・水害は大丈夫でしたか？

その質問は学校の指導によりお答えできません

